

ものづくり人材就職定住奨励祝金

市内の中小製造業に就職した学卒者を対象に奨励祝金を交付します！

概要

綾瀬市では、学卒者（高校や大学を卒業された方）が市内の中小製造業に就職した場合に奨励祝金を交付し、若い方の転入・流入を促進することで、市内の産業や経済の活性化を図っています。

交付額

- ★雇用された日から36か月にわたり、**最大30万円**を受け取ることができます。
- ★また、就職をきっかけに綾瀬市へ転入された場合は、初回申請時に限り、転入支援金**12万円**を追加で受け取ることができます。

申請区分	対象者	交付額
新規	雇用されてから6か月以上1年未満の方	5万円
	かつ、就職を機に市内へ転入した方	転入支援金 +12万円
2回目	雇用されてから24か月が経過した方（これに準じる場合を含む）	5万円
3回目	雇用されてから36か月が経過した方（これに準じる場合を含む）	20万円

★転入支援金について

入社月の3か月前より後に、賃貸物件や購入物件の契約手続きをし、申請時までと同物件で居住を開始された場合が対象です。

対象者

それぞれ、各要件をすべて満たす方が対象です。

申請区分	要件
初回	①市内で1年以上製造業を営んでいる中小企業者または個人に、正社員として初めて雇用された学卒者 ②雇用された会社から直接賃金を支払われている方 ③納期限の到来した市税を完納している方 ④綾瀬市暴力団排除条例の規定に該当しない方
2回目	①「新規申請者」の要件①～④に該当する方 ②新規申請時と同じ市内の中小企業者に雇用されている方 ③雇用された月から24か月が経過した方（これに準じる場合を含む）
3回目	①「2か年継続申請者」の要件①～②に該当する方 ②雇用された月から36か月が経過した方（これに準じる場合を含む）

交付までの流れ



— 事務担当 —

